



熊本県公報

第 1 2 5 5 9 号

平成 28 年 10 月 4 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定施術機関の変更…………… (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 3
- 救急病院等の認定…………… (医療政策課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 漁業災害補償法の規定に基づく特定養殖共済義務加入に係る
同意成立…………… (団体支援課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
変更の届出…………… (障がい者支援課) 4
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 平成 2 8 年熊本地震二次仮置場災害廃棄物処理業務委託の契
約者等の決定…………… (循環社会推進課) 5

告 示

熊本県告示第 8 5 1 号

生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 5 5 条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 0 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小嶋 敦士	こじま整骨院	八代市本野町 1 9 7 0 - 1	平成 2 8 年 8 月 1 8 日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小嶋 敦士	こじま整骨院	八代市本野町 1 9 7 0 - 1	平成 2 8 年 8 月 1 8 日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小嶋 敦士	こじま整骨院	八代市本野町 1 9 7 0 - 1	平成 2 8 年 8 月 1 8 日

熊本県告示第 8 5 2 号

生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から変更の届出があったので、生

活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
	施術所の名称		
橋本 清治	八代市萩原町二丁目 6-45	八代市大村町352 -2	平成28年8月1 日
	施術所の所在地		
	訪問医療マッサージ KE i R O W八代ス テーション	レイスマッサージ治 療院	

(はり師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
	施術所の名称		
橋本 清治	八代市萩原町二丁目 6-45	八代市大村町352 -2	平成28年8月1 日
	施術所の所在地		
	訪問医療マッサージ KE i R O W八代ス テーション	レイスマッサージ治 療院	

(きゅう師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
	施術所の名称		
橋本 清治	八代市萩原町二丁目 6-45	八代市大村町352 -2	平成28年8月1 日
	施術所の所在地		
	訪問医療マッサージ KE i R O W八代ス テーション	レイスマッサージ治 療院	

熊本県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人徳生会	ほほえみ	上益城郡山都町 南田221番地 の1	平成28年 10月1日	訪問介護

熊本県告示第854号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人徳生会	ほほえみ	上益城郡山都町南田221番地の1	平成28年10月1日	介護予防訪問介護

熊本県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社万葉福祉会	訪問看護ステーション 和花	八代市植柳下町1952-2-1	平成28年10月1日	訪問看護

熊本県告示第856号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院又は救急診療所として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人熊愛会熊本脳神経外科病院	熊本市中央区本荘六丁目1番21号	平成28年9月14日から平成31年9月13日まで
医療法人財団聖十字会西日本病院	熊本市東区八反田三丁目20番1号	平成28年9月14日から平成31年9月13日まで
医療法人社団杏医会緒方脳神経外科医院	熊本市西区池田一丁目14番82号	平成28年9月14日から平成31年9月13日まで
国民健康保険宇城市民病院	宇城市松橋町豊福505番地	平成28年9月14日から平成31年9月13日まで
医療法人山部会竜山内科リハビリテーション病院	熊本市北区室園町10番17号	平成28年9月14日から平成31年9月13日まで

熊本県告示第857号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
リハビリ療育ラボ スタジオG IFT 合志市幾久富1909番858	一般社団法人志誠会 熊本市中央区保田窪一丁目5番10-1 河野 真介	平成28年10月1日	4352900239	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第858号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
不知火海のり特定第1号	三角町漁業協同組合の地区のうち郡浦の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）
不知火海のり特定第2号	三角町漁業協同組合の地区のうち大岳の地区	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

熊本県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年10月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東間下線	人吉市東漆田町字栗ノ丸 2414番6地先から 人吉市東漆田町字中園 2231番地先まで	115.0	防交

2 供用を開始する期日 平成28年10月4日

熊本県告示第860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ひまわり薬局宇土店	医療機関の所在地	宇土市本町一丁目3番地	宇土市本町一丁目5番地1	平成28年5月1日
医療法人愛生会訪問看護ステーションきらり	医療機関の所在地	下益城郡美里町中小路835番地	下益城郡美里町中小路904番地	平成24年9月10日

公 告

熊本県公告第602号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年10月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第143	炭酸カルシウム	10.0粒状	アルカリ分: 55.0	含有を許される有害成分の最大	有限会社熊本物産	平成34年10月21

5 号	△肥料	炭酸苦 土石灰	可溶性苦土 : 1 0 . 0	量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり 。	熊本県八代市旭 中央通 1 2 番地 の 1	日
-----	-----	------------	--------------------	------------------------------------	------------------------------	---

熊本県公告第 6 0 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 1 0 月 4 日から同月 1 7 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 0 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社中原温室	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字美奈尻 7 8 番ほか 2 筆
宮田 幸夫	熊本市南区八分字町	熊本市南区浜口町字堀上 3 2 8 番 1 ほか 1 筆
木村 敬幸	熊本市南区八分字町	熊本市南区八分字町字東原 1 1 2 8 番ほか 6 筆
中村 誠記	熊本市北区龍田	熊本市北区龍田三丁目 2 2 2 1 番

2 申請年月日

平成 2 8 年 9 月 2 0 日

熊本県公告第 6 0 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 0 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

（ 3 ・ 4 工区）

上益城郡益城町大字広崎字府内 1 2 8 0 番、同字松山峠 1 4 4 5 番 1 5 の一部及び同 1 4 4 5 番 2 8 の一部
7 , 2 7 6 . 9 5 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡益城町広崎 1 4 4 5 番地 1 5

医療法人社団広崎会

熊本県公告第 6 0 5 号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 8 年 1 0 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 特定役務の名称及び数量

平成 2 8 年熊本地震二次仮置場災害廃棄物処理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課災害廃棄物処理支援室
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

平成 2 8 年 8 月 2 3 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

熊本県災害廃棄物処理事業連合体

代表者 有価物回収協業組合石坂グループ 代表理事 石坂 孝光

熊本市東区戸島町 2 8 7 4

5 契約金額

1 2 , 5 8 2 , 5 4 2 , 1 6 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 9 3 2 , 0 4 0 ,

160円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。